

住宅マスタープラン進行管理 総括表

区民の意識と成果指標				基準値	現状値	
基本目標 1	「地域に住み続けるための住宅制度が充実している」と回答をする区民の割合			7.1% (H29年度)	10.4% (R5年度)	○ 向上
	1. 子育て世帯の安心居住の推進	ファミリー世帯の構成割合	↑ 向上	19.9% (H29年度)	19.1% (R5年度)	低下
		子育て世代の区内定住率	↑ 向上	70.0% (H29年度)	70.6% (R5年度)	○ 向上
	2. 高齢社会に対応した居住の安定確保	高齢者のための設備がある住宅の割合	↑ 向上	44.0% (H25年)	40.0% (H30年)	低下
		一定のバリアフリー化を行っている高齢者世帯の割合	↑ 向上	41.5% (H25年)	40.0% (H30年)	低下
	3. 住宅セーフティネット機能の充実による居住の安定	住宅相談の件数	↑ 向上	1,609件 (H29年度)	5,395件 (R5年度)	○ 向上
		最低居住面積水準未達世帯の割合	↓ 解消	20.8% (H25年)	19.1% (H30年)	○ 減少
基本目標 2	「単身向け、ファミリー向けなど、良質な住宅がバランスよく供給されている」と回答をする区民の割合			10.8% (H29年度)	17.5% (R5年度)	○ 向上
	1. 良質な民間住宅の形成誘導	住戸面積50㎡以上の住宅ストックの割合	↑ 向上	46.0% (H25年)	42.4% (H30年)	低下
		敷地面積65㎡以下の一戸建・長屋建住宅の割合	↓ 減少	29.9% (H25年)	30.1% (H30年)	上昇
	2. 適切な維持管理による住宅の質の持続	マンション管理状況届出書の届出率	↑ 向上	67.8% (H29年度)	81.9% (R5年度)	○ 向上
		25年以上の長期修繕計画を作成しているマンションの割合	↑ 向上	37.9% (H29年度)	46.3% (R5年度)	○ 向上
	3. 住宅市場の活性化	住宅取得における中古住宅購入の割合	↑ 向上	15.9% (H25年)	23.2% (H30年)	○ 向上
	4. 空き家ストックの総合対策	空き家率(居住世帯のない住宅の割合)	↓ 減少	15.8% (H25年)	13.3% (H30年)	○ 減少
基本目標 3	「地域特性に合わせたまちづくりが進み、快適な街並みが生まれている」と回答をする区民の割合			24.8% (H29年度)	35.6% (R5年度)	○ 向上
	1. 安全・安心な住宅・住環境の形成	不燃領域率	↑ 向上	62.6% (H29年度)	67.8% (R5年度)	○ 向上
		住宅の耐震化率	↑ 向上	89.0% (H29年度)	92.5% (R5年度)	○ 向上
	2. 魅力ある住宅・住環境の形成	マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入率	↑ 向上	72.0% (H29年度)	60.2% (R5年度)	低下
		一定の省エネ対策を講じた住宅ストックの比率	↑ 向上	19.9% (H25年)	16.6% (H30年)	低下

向上・解消・減少○	12
低下・上昇	7
集計中	0
合計	19

住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

【基本目標1】住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり

取組み方針						
1 子育て世帯の安心居住の推進						
成果指標	基準値			現状値		(参考) 【ファミリー世帯数】 (1)H29年度 総世帯数:177,671件 ファミリー世帯数:35,388件 (2)R5年度 総世帯数:185,523件 ファミリー世帯数:35,383件
	ファミリー世帯の構成割合【住宅課】	↑ 向上	19.9% (H29年度)	19.1% (R5年度)	↓ 低下	
成果指標	子育て世帯の区内定住率【池袋保健所】	↑ 向上	70.0% (H29年度)	70.6% (R5年度)	↑ 向上	
活動指標 (事業実績)	内容		基準値 H29年度	参考 R3年度	参考 R4年度	現状値 R5年度
	東京子どもすくすく住宅(旧東京都子育て支援住宅)供給戸数(累計)		0戸	66戸	66戸	66戸
活動指標 (事業実績)	子育てファミリー世帯家賃助成世帯数		124世帯	186世帯	183世帯	187世帯
今年度の取組みなど	■居住支援法人との連携					
	- 令和5年11月、子育て世帯への支援を行う居住支援法人 特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークと居住支援協議会、社会福祉協議会と協働で、住宅確保要配慮者を対象とした都営住宅申込相談会を実施した。 - 今後も引き続き、居住支援サービスを提供する居住支援法人と区が積極的に連携することで、物件オーナーの不安を軽減し、要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう後押ししていく施策を検討していく。					
今年度の取組みなど	■東京子どもすくすく住宅の供給					
	- 東京都は、令和5年度から制度の名称を「東京子どもすくすく住宅認定制度」に改称するとともに、事業者への直接補助制度を創設するなど、制度の大幅な見直しを行った。 - 東京子どもすくすく住宅は、ファミリー世帯向けの良質な住宅ストックの増加に直接貢献するものであることから、東京都とともに、認定を受けることのメリットなどを事業者適切に情報提供を行うことによって、今後も引き続き、建設を誘導していく。					
今年度の取組みなど	■子育てファミリー世帯家賃助成の利用促進					
	- 制度に関するチラシや資料等を活用し、子育てファミリーに対しての周知をはかる。 - 引き続き、広報・ホームページなどに加え、関係部署や不動産業者などにも幅広く情報提供を行うことで、子育てファミリー世帯家賃助成の利用を促進するとともに、より使いやすい制度になるよう内容の見直しを検討し、良質な住宅への住み替えの誘導、定住化を図っていく。					

住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

【基本目標1】住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり

取組み方針	2 高齢社会に対応した居住の安定確保
-------	--------------------

成果指標	基準値			現状値	
	高齢者のための設備がある住宅の割合【住宅・土地統計調査】	↑ 向上	44.0% (H25年)	40.0% (H30年)	↓ 低下
	一定のバリアフリー化を行っている高齢者世帯の割合【住宅・土地統計調査】	↑ 向上	41.5% (H25年)	40.0% (H30年)	↓ 低下

活動指標 (事業実績)	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R3年度	参考 R4年度	現状値 R5年度
	ケア付き住まいの供給戸数(累計)	■サービス付き高齢者向け住宅や高齢者向け優良賃貸住宅に対する、建設費や入居者の家賃低廉化の補助(月額4万円上限)を行い供給を促進する。	171戸	249戸	249戸	249戸
	高齢者等入居支援件数	■高齢者等の居住の安定を図るため、不動産協力店に関する情報提供、公営住宅等の案内、希望物件探しや賃貸契約の支援等、要配慮者の住宅確保の支援を行う。	221件	203件	558件	645件
	高齢者自立支援住宅改修助成件数	■バリアフリー化された住宅の普及を図るため、段差解消や手すりの取り付け等に係る改修費の一部に対して補助を行う。	12件	12件	7件	7件
	介護保険による住宅改修費助成件数		898件	617件	659件	551件
	住宅修繕・リフォーム資金助成件数	■社会的弱者の居住の安定と住宅の適切なメンテナンスを図るため、住宅の修繕工事及びリフォーム工事の改修費の一部に対して補助を行う(修繕10万円上限、リフォーム20万円上限)。	5件	16件	14件	8件
	高齢者世帯等住み替え家賃助成世帯数	■取り壊しなどの理由により、現在の住宅に住み続けることが困難な高齢者等の居住の安定を図るため、住み替え後の家賃の一部の補助を行う。	56世帯	122世帯	133世帯	148世帯

今年度の取り組みなど	■ケア付き住まいの供給促進 ・高齢者向け住宅の供給促進のため、区内の新たなサービス付き高齢者向け住宅の供給に係る整備費用の支援を行う。
	■高齢者世帯等住み替え家賃助成の利用促進 ・引き続き広報・ホームページなどに加え、関係部署や不動産会社などにも幅広く情報提供を行うことで、高齢者等の居住の継続を図っていく。
	■高齢者等入居支援 ・立退き等を理由とした住宅確保要配慮者に対して入居支援を行い、住み慣れた地域での居住の安定を図っていく。 ・居住支援協議会が作成したパンフレット等を活用し、不動産会社や賃貸住宅オーナーへの周知・啓発を図っていく。
	■介護保険による住宅改修費助成のご案内 ・手すりの取り付けや段差の解消等を目的とした住宅改修を行った場合には、要支援・要介護の方へは介護保険から、65歳以上の自立の方へは区の独自事業として同様の助成を引き続き行っていく。 ・介護保険を利用して住宅改修を行った方へ、アンケート調査を令和5年度に実施した。今後もパンフレット類で、制度内容を周知していく。

住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

【基本目標1】住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり

取り組み方針	3 住宅セーフティネット機能の充実による居住の安定
--------	---------------------------

成果指標	基準値		現状値	
住宅相談の件数 【福祉総務課(自立促進担当)】	↑ 向上	1,609件 (H29年度)	5,395件 (R5年度)	↑ 向上
最低居住面積水準未滿世帯の割合 【住宅・土地統計調査】	↓ 解消	20.8% (H25年)	19.1% (H30年)	↓ 減少

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R3年度	参考 R4年度	現状値 R5年度
活動指標 (事業実績)	セーフティネット専用住宅の登録戸数	■住宅確保要配慮者へのセーフティネット住宅の登録促進のため、所有者等に対する経済的支援を行う(家賃低廉化補助:月額4万円(R3年度~)、家賃債務保証料補助:1万5千円、改修費補助:上限200万円、少額短期保険料補助:6千円)。	0戸	18戸	26戸	32戸
	セーフティネット住宅の家賃低廉化補助件数 (【 】は累計)			8件 【8件】	8件 【10件】	16件 【18件】
	豊島区居住支援協議会による入居支援件数	■住宅確保要配慮者に対して、としま居住支援バンクなどによる居住支援活動を行う。	4件	11件	11件	14件
	高齢者等入居支援事業協力不動産店の件数	■宅地建物取引業協会豊島支部、全日本不動産協会豊島文京支部と連携し、不動産店リストを作成。相談者へ提供を行う。	70件	52件	70件	55件
	区営住宅の定期使用住宅の戸数	■区営住宅の定期利用対象者をひとり親にも拡大するとともに、東京都の補助金を活用し、子育てしやすい住宅への改修を進める。	0戸	2戸	2戸	2戸

今年度の取り組みなど	■セーフティネット専用住宅の登録促進 ・令和5年度は、居住支援法人の取り組みや区の共同居住型空き家利活用事業との連携により、セーフティネット専用住宅の登録戸数と家賃低廉化補助の実績は増加した。また、不動産関係団体の会合や研修会、居住支援協議会のセミナー等の場で制度の説明や普及促進を実施した。 ・令和6年度は、引き続き制度の普及促進に努めるとともに、賃貸住宅オーナーや管理会社によりメリットがある制度になるよう、区の独自の支援策の検討を行う。
	■としま居住支援バンクの登録促進 ・令和5年度は、不動産関係団体への研修会や居住支援協議会のセミナー等の場で、居住支援バンクの説明やシステムへの登録の呼びかけを行った。 ・令和6年度は引き続き登録促進にむけた周知活動を行うとともに、登録物件のさらなる拡充のため、近隣区の居住支援協議会との連携等についても検討を進める。
	■福祉と連携した入居支援制度の状況 ・令和3年度から「入居相談窓口」を住宅課から福祉総務課(自立促進担当)に移管し、4階の福祉総合フロアに設置したことで福祉的ニーズに対しての連携が取りやすくなり、相談件数は増加傾向にある。また、居住支援協議会の活動を通して、支援を依頼できる居住支援法人や不動産事業者とのネットワークの構築を行っている。
	■(再掲)居住支援法人との連携 ・令和5年11月、子育て世帯への支援を行う居住支援法人 特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKU ネットワークと居住支援協議会、社会福祉協議会と協働で、住宅確保要配慮者を対象とした都営住宅申込相談会を実施した。 ・今後も引き続き、居住支援サービスを提供する居住支援法人と区が積極的に連携することで、物件オーナーの不安を軽減し、要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう後押ししていく施策を検討していく。

住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	1 良質な民間住宅の形成誘導
-------	----------------

成果指標		基準値			現状値	
	住戸面積50㎡以上の住宅ストックの割合【住宅・土地統計調査】	↑ 向上	46.0% (H25年)		42.4% (H30年)	↓ 低下
	敷地面積65㎡以下の一戸建・長屋建住宅の割合【住宅・土地統計調査】	↓ 減少	29.9% (H25年)		30.1% (H30年)	↑ 上昇

活動指標 (事業実績)	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R3年度	参考 R4年度	現状値 R5年度
	中高層集合住宅建築物の建築に関する条例による事前協議件数	■一定規模以上(地階を除く階数3以上で、かつ住戸数が15以上)の共同住宅を建築するときに、住戸の専有面積の最低限度(25㎡)を定めるほか、高齢者の居住に配慮した設備の設置の配慮を求める。	33件	42件	45件	37件
	狭小住戸・敷地の発生抑制の検討状況	【狭小住戸集合住宅の供給棟数・供給戸数】※ ■狭小住戸集合住宅税により、狭小住戸の新たな供給を抑制し、住宅のストックバランスの改善を図る(狭小住戸を供給する建築主に対し、戸当たり50万円の税を課す。30㎡未満住戸を9戸以上供給する場合が課税対象)。 ※狭小住戸集合住宅税の対象となっているもののみカウント。狭小住戸8戸以下の課税対象外物件は含めない。	37棟 881戸	35棟 972戸	21棟 524戸	23棟 573戸
		■地区計画制度および特定防災街区整備地区による敷地面積の最低限度の制限を定めることにより、狭小敷地の発生を抑制し、良好な市街地環境の確保を図る。	344.2 ha (累計)	375.1 ha (累計)	376.3 ha (累計)	376.3ha (累計)

今年度の取り組みなど	■狭小敷地の発生抑制 地区計画や特定防災街区整備地区の指定により、敷地面積の最低限度の制限を定め、狭小敷地の発生を抑制してきた。特に道路事業により建替えが活発な特定整備路線周辺では、良質な住環境の確保に一定の効果を示している。令和6年度も引き続き、この制限を適用し、狭小敷地の発生の抑制を図る。
	■中高層集合住宅建築物の建築に関する条例による居住環境の整備促進 「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」において、建築に関する基本的事項を定め、良質な集合住宅の確保、良好な近隣関係の維持向上及び高齢社会の進展に対応した居住環境の整備を促す。
	■共同住宅における居住面積水準の向上(ファミリー住戸附置) ・令和5年度は、令和6年度からのとしまファミリー住戸附置指導要綱の制定に向けて、パブリックコメント、住宅対策審議会への報告などを実施した。 ・令和6年度は、10月の要綱の施行に向けて事業者へのヒアリングや効果検証方法等の検討を行う。

住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	2 適切な維持管理による住宅の質の持続					
	基準値			現状値		
成果指標	マンション管理状況届出書の届出率【住宅課(マンション担当課長)】	↑ 向上	67.8% (H29年度)	➡➡➡	81.9% (R5年度)	↑ 向上
	25年以上の長期修繕計画を作成しているマンションの割合【住宅課(マンション担当課長)】	↑ 向上	37.9% (H29年度)		46.3% (R5年度)	↑ 向上

(参考)

【マンション管理状況届出数】

(1) H29年度: 790/1,166件

(2) R5年度: 1,021/1,246件

【25年以上の長期修繕計画を作成しているマンション数】

(1) H29年度: 442/1,166件

(2) R5年度: 577/1,246件

活動指標 (事業実績)	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R3年度	参考 R4年度	現状値 R5年度
	マンション専門家派遣回数	■マンションの良好な維持管理の推進を目的に、管理組合に対し専門家を派遣し、管理の適正化のための助言、指導、情報提供を行う。	26回	19回	18回	30回
	マンション管理支援チーム派遣棟数	■マンションが抱える問題の解決及び、管理組合自身の管理運営能力を高める目的で、職員と専門家で構成したアドバイザーチームで訪問を行う。	111棟 ・郵便物未着 ・管理組合用 の郵便受無し	99棟 ・都条例未届 ・郵便物未着 ・旧耐震	166棟 ・都条例未届 出 ・小規模かつ 高齢年	59棟 ・区条例未届 ・区条例長期 修繕計画未作成回答
	マンション計画修繕調査費助成件数	■マンションの適正な維持管理を推進するため、大規模修繕を計画的に実施するために行う調査費用の一部(1/2 上限20万)を助成する。	11棟	13棟	15棟	17棟
	マンション管理セミナー開催状況(回数、人数、テーマなど)	■第1回「マンションとして認知症にどう取り組むか」 ■第2回「分譲マンション管理座談会」	延110名	延47名	延47名	延44名
	公営住宅等長寿命化計画実施状況	■国の「公営住宅等長寿命化計画策定指針」(H28年8月)に沿った計画とすることで、交付金を確保し、区営住宅等の長寿命化等を進めていくため、旧計画の改定を行う。		千早四丁目 アパート 大規模改修の 準備	千早四丁目 アパート 大規模改修 工事 調査・設計の 発注	千早四丁目アパート 大規模改修工事 調査・設計の発注
今年度の取組みなど	■マンション管理支援チーム派遣の実施 ・令和5年度は、59棟を対象に実施。(内訳:「区条例管理状況届出書未届出マンション」56棟、「区条例に基づく届出で長期修繕計画を未作成と回答しているマンションのうち、築16年以上30年以内のマンション」3棟) ・今後も管理状況に課題の見られるマンションを中心に訪問を続けていく。 ■分譲マンション管理セミナー ・令和5年度は2回開催。第1回は「マンションとして認知症にどう取り組むか」をテーマとして専門家による講演を実施。第2回は「分譲マンション管理座談会」を開催。マンション管理当事者(理事長等)の情報交換やディスカッションを通じて適正管理を推進することを目的として開催。 ・令和6年度はセミナー2回、座談会1回の開催を予定している。 ■マンション管理意識向上のための啓発活動 ・令和5年6月の広報としま特集号に区分所有者のマンション管理当事者意識を高めるための記事を掲載。 ・令和5年度の時点で「長期修繕計画を作成していないと届出をしているマンション」234件を対象に、長期修繕計画の内容、作成方法、管理組合が作成に着手する際の区の支援、修繕積立金の見直し等を解説した資料を作成し郵送。234件の中から築16～30年のマンション30件を抽出、更に30件の中から区分所有者が居住しているマンション7件を選び、調査の呼びかけを行う。呼びかけに応じた3件を対象に理事長にヒアリングを実施。 ・令和6年度も引き続き啓発活動を実施していく。 ■区営住宅等長寿命化計画の実施状況 ・令和3年度、千早四丁目アパート大規模改修計画について、入居者説明会を行った。 ・令和4年度に千早四丁目アパート大規模改修の設計を行った。 ・令和5～6年度に千早四丁目アパート1号棟の改修工事を行っている。					

住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	3 住宅市場の活性化
-------	------------

成果指標	住宅取得における中古住宅購入の割合 【住宅・土地統計調査】	基準値 ↑ 向上 15.9% (H25年)		現状値 23.2% (H30年) ↑ 向上

活動指標 (事業実績)	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R3年度	参考 R4年度	現状値 R5年度
	長期優良住宅認定件数	■長期優良住宅の普及の促進に関する法律により、申請に基づき、長期に渡り良好な状態で使用できる住宅を認定する。	75件	84件	78件	90件
活動指標 (事業実績)	【再掲】セーフティネット専用住宅の登録戸数	■住宅確保要配慮者へのセーフティネット住宅の登録促進のため、所有者等に対する経済的支援を行う(家賃低廉化補助:月額4万円、家賃債務保証料補助:1万5千円、改修費補助:上限200万円、少額短期保険料補助:6千円)。	0戸	18戸	26戸	32戸

今年度の取り組みなど	■長期優良住宅の普及の促進 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」において、長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図り、構造及び設備等についてそのような措置が講じられた優良な住宅の普及を促進する。
	(再掲) ■セーフティネット専用住宅の登録促進 ・令和5年度は、居住支援法人の取り組みや区の共同居住型空き家利活用事業との連携によりセーフティネット専用住宅の登録戸数と家賃低廉化補助の実績は増加した。また、不動産関係団体の会合や研修会、居住支援協議会のセミナー等の場で制度の説明や普及促進を実施した。 ・令和6年度は、引き続き制度の普及促進に努めるとともに、賃貸住宅オーナーや管理会社によりメリットがある制度になるよう、区の独自の支援策の検討を行う。

住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	4 空き家ストックの総合対策					
成果指標	基準値			現状値		
	空き家率(居住世帯のない住宅の割合) 【住宅・土地統計調査】	↓ 減少	15.8% (H25年)		13.3% (H30年)	↓ 減少
活動指標 (事業実績)	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R3年度	参考 R4年度	現状値 R5年度
	空き家の登録件数	■豊島区空家活用条例に基づき、登録された空き家に対しワンストップで活用までの相談を請け負う。		5件	1件	3件
	地域貢献型空き家利活用事業件数	■空き家の活用促進のため、空き家所有者と地域貢献団体のマッチング及び、改修費の一部の補助(上限200万円)を行う。		0件 【累計3件】	0件 【累計3件】	2件 【累計5件】
	共同居住型空き家利活用事業件数	■空き家の活用促進のため、空き家所有者とシェアハウスの運営を行いたい団体のマッチング及び、改修費の一部を補助(上限150万円)を行う。		0件 【累計1件】	1件 【累計2件】	1件 【累計3件】
今年度の取り組みなど	空き家等の助言・指導による除却件数	■「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例」に基づき、管理不全な建物などに助言・指導を行う。	区条例1件 特措法1件	区条例2件 (建物解体1件、指導対象物撤去1件) 特措法1件	区条例2件 (建物解体1件、指導対象物撤去1件) 特措法1件	区条例2件 (建物解体1件、指導対象物撤去1件) 特措法1件
	■空き家活用登録の促進 空家活用条例の普及、セーフティネット住宅・としま居住支援バンクなどの登録促進を目的に、空き家オーナーの掘り起こしや空き家活用に対する意識醸成のため、空き家セミナーを開催。令和5年度は、平均参加者が前年度と比べ2割増え、区民の関心が高まってきたことがうかがえる。 令和6年度の空き家セミナーでは空き家にしないための予防策や空き家となってしまった場合の対応策の紹介、不動産に関連する法改正の解説、豊島区の空き家対策事業の紹介等より幅広い内容を予定している。 ■地域貢献型空き家利活用事業の推進 令和3・4年度は実績がともに0件だったが、空き家セミナーを始めとした取組の成果で、空家活用条例に基づく登録件数が増え、令和5年度は利活用事業件数実績が2件と増加した。今後更なる実績の向上に努める。 ■共同居住型利活用事業の推進 シェア居住の普及の一環で、共同居住用住宅への改修費の一部に対しての補助制度(上限150万円)を設けている。令和4年度は要綱を改正しより幅広く利用できる制度へと変更した。 その結果、福祉部署およびNPO法人と連携し、空き家をひとり親向けのシェアハウスに改修する取り組みにより、実績が4年度・5年度と続くようになった。					

住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

【基本目標3】愛着と誇りが持てる住宅・住環境の創出

取組み方針	1 安全・安心な住宅・住環境の形成
-------	-------------------

		基準値		現状値		
成果指標	不燃領域率 【地域まちづくり課】	↑ 向上	62.6% (H29年度)		67.8% (R5年度)	↑ 向上
	住宅の耐震化率 【建築課】	↑ 向上	89.0% (H29年度)		92.5% (R5年度)	↑ 向上

活動指標 (事業実績)	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R3年度	参考 R4年度	現状値 R5年度
	不燃化推進特定整備事業・都市防災不燃化促進事業助成金件数 【令和7年度終了予定】	■不燃化特区指定区域内及び特定整備路線沿道30mの範囲において、老朽建築物の除却や建替えの経費を一部助成している。	150件	103件	110件	109件
	耐震診断助成件数	■既存住宅の質の向上のため、木造・非木造住宅、分譲マンションを対象に、耐震診断に係る費用の一部を助成する。	木造10件 非木造0件 マンション5件	木造0件 非木造0件 マンション1件	木造1件 非木造0件 マンション1件	木造4件 非木造0件 マンション1件
	耐震改修助成件数	■既存住宅の質の向上のため、木造・分譲マンションを対象に、耐震改修に係る費用の一部を助成する。	木造4件 マンション0件	木造0件 マンション0件	木造0件 マンション0件	木造0件 マンション1件

今年度の取り組みなど	■安全・安心な住環境の形成 密集市街地の解消と不燃化促進による安全・安心なまちづくりを実現するため、まちづくり協議会や共同化によるまちづくりなど、様々な活動支援や実施を通じて防災まちづくりの機運を高めている。また、不燃化特区制度等の周知を通じ、利用の促進を図っている。
	■既存住宅ストックの耐震化 耐震関係の助成制度の周知として、チラシ作成、広報としま掲載、建築士事務所協会等と「住まいの無料相談フェア」を協賛した。 豊島区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを改定し、新たに新耐震基準の木造住宅の耐震化に向けた支援を、令和6年度より開始する。 既存の住宅ストックの耐震性の向上を図るため、豊島区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、耐震性が不十分な木造戸建て住宅に対し、戸別訪問等の方法により、直接的に耐震化に関する理解を深めてもらうことにより、耐震化を促進する。
	■既存住宅の流通促進 既存住宅に関する情報提供と市場の活性化を図るため、引き続き、国や東京都が作成したリーフレットなどを窓口にごくなど、「住宅診断(ホームインスペクション)」等の普及を図った。

住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

【基本目標3】愛着と誇りが持てる住宅・住環境の創出

取組み方針	2 魅力ある住宅・住環境の形成
-------	-----------------

成果指標			基準値		現状値		(参考)
成果指標	マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入率 【住宅課(マンション担当課長)】	↑ 向上	72.0% (H29年度)	▶▶▶	60.2% (R5年度)	↓ 低下	【マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入数】 (1)H29年度:569/790件 (2)R5年度:615/1,021件 ※「一定の省エネ対策を講じた住宅」とは、全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラス使用を講じた住宅
	一定の省エネ対策を講じた住宅ストックの比率 【住宅・土地統計調査】	↑ 向上	19.9% (H25年)		16.6% (H30年)	↓ 低下	

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R3年度	参考 R4年度	現状値 R5年度
活動指標 (事業実績)	【再掲】マンション管理支援チーム派遣棟数	■マンションが抱える問題の解決及び、管理組合自身の管理運営能力を高める目的で、職員と専門家で構成したアドバイザーチームで訪問を行う。	111棟 ・郵便物未着 ・管理組合用の郵便受無し	99棟 ・都条例未届 ・郵便物未着 ・旧耐震	166棟 ・都条例未届 ・小規模かつ高経年	59棟 ・区条例未届 ・区条例長期修繕計画未作成回答
	エコ住宅普及促進事業助成件数	■地球環境の保全を目的に、CO2削減に配慮した住宅用の新エネルギー・省エネルギー機器等を導入にかかる費用の一部を補助する。	126件	116件	126件	238件

今年度の取り組みなど	■住まいの環境問題 環境配慮や温暖化問題について普及啓発・情報提供を行うことで、住まいの環境問題に対する区民の意識向上を図っていく。 ・広報としま、環境清掃部メールマガジンによりエコ住宅助成の申請方法を簡略化したことなどを含め、助成制度を改めて広く周知した(R6.3月)。 ・ゼロカーボンシティを目指し、住まいのみならず日常生活の様々な場面で、節電などの身近なところから一人ひとりができる行動を紹介する冊子の更新、冊子を活用した動画作成や区として「デコ活宣言」(環境省の取組み)を引き続き行うなど、地球温暖化対策について普及啓発を強化している。(広報としま7月、11月、12月「デコ活コラム」、環境月間パネル展示(6月)、環境清掃部メールマガジン(令和6年7月末時点で6回発行)、区ホームページ・SNS等、としまみんなでエコライフ(冊子)(10月改定予定)、環境情報誌「エコのわ」(10月発行予定)、としまエコライフフェア(10月実施予定)等)
	■エコ住宅普及促進 エコ住宅普及促進事業については、令和6年度より、予算を前年度の約2倍とするとともに、申請者の負担を軽減するため、申請方法を事前申請から機器設置後の申請に変更するなど支援体制の強化をしている。引き続き、区ホームページや公式SNS、広報等を活用し、利用促進を行う。